

平成二十一年環境省令第五号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する
法律第十六条第二項の規定により地方環境
事務所長に委任する権限を定める省令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
(平成二十年法律第八十三号)第十六条第二項の
規定に基づき、愛がん動物用飼料の安全性の確保
に関する法律第十六条第二項の規定により地方環
境事務所長に委任する権限を定める省令を次のよ
うに定める。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律(以下「法」という。)第十一条第一項及び
第十二条第一項に規定する環境大臣の権限は、
地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大
臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成二十一年六
月一日)から施行する。